(三)　一般型輸出物品販売場については、設置場所に係る要件並びに人員配置及び設備に係る要件に代えて、免税販売手続及び購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていることを許可の要件とする。

(四)　手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止する。

(五)　一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせることができる。

(六)　輸出物品販売場を経営する事業者は、税関確認情報の受領に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせることができる。

4　リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されることに伴い、所要の整備を行うこととした。（第三一条～第三七条及び附則第三条関係）

5　電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（第七一条の二関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（財務省）

1　国税の納税に関する証明書において証明する事項の範囲に、法人の各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額、内国法人に係る課税標準国内最低課税額、外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額及び外国法人に係る課税標準国内最低課税額を加えることとした。（第四一条関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（財務省）

1　個人所得課税

(一)　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用の特例の適用対象となる金融商品取引業者等の範囲から、非上場有価証券特例仲介等業者を除外することとした。（第三条の三関係）

(二)　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、次の措置を講ずることとした。（第二五条の一〇の二関係）

(1)　特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が勘定廃止通知等の提出又は提供をして上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座に設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとされる勘定に係る上場株式等で、当該口座から特定口座への振替の方法により当該上場株式等の全てを受け入れるもの等を加える。

(2)　居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、元本の払戻しを行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、元本減少割合等を通知しなければならない。

(三)　特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書等の提出をする者が告知をする場合において、その告知を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その者に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対しては、個人番号の告知を要しないこととした。（第二五条の一〇の三及び第二五条の一三関係）

(四)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととした。（第二五条の一二関係）

(1)　特例の適用を受けた控除対象特定株式又は特例控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

(2)　特例の適用を受けた年の翌年中に特例適用控除対象特定株式の一定の譲渡をした場合における当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法等を定める。

(五)　特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととした。（第二五条の一二の二関係）

(1)　特例の適用を受けた控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

(2)　特例の適用を受けた年の翌年中に適用控除対象設立特定株式の一定の譲渡をした場合における当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法等を定める。

(六)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（第二五条の一七関係）

(1)　非課税承認要件の特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構を加える。

(2)　承認に係る特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構、準学校法人、公益信託の受託者等であって、その贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する等の要件を満たしたものを加える。

(3)　贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する場合における非課税措置の継続適用の特例の対象法人の範囲に、国立健康危機管理研究機構、準学校法人、公益信託の受託者等を加える。

(七)　六五歳以上の居住者に係る源泉徴収を要しない公的年金等の額の特例について、特例に係る額を一六八万円（一定の公的年金等については、九〇万円）（改正前一五八万円（一定の公的年金等については、八〇万円））に引き上げることとした。（第二六条の二七関係）

(八)　令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額を定める基準となる公的年金等の額を定めるとともに、本特例による基礎控除の控除額の引上げに伴う源泉徴収を要しない公的年金等の額の引上げを行うこととした。（第二六条の二七の二関係）

(九)　公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、対象となる学校法人等に閲覧の請求があった場合における閲覧対象とすべき書類の範囲に、監査報告等を加えることとした。（第二六条の二八の二関係）

2　法人課税

(一)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる中小企業者に該当する法人の細目を定めることとした。（第一条の二及び第二七条の六関係）

(二)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、情報通信産業振興地域に係る措置及び産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各区域に係る適用期限を二年延長することとした。（第二七条の九関係）

(三)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定地域経済牽引事業施設等の取得価額の最低限度を一億円以上（改正前二、〇〇〇万円以上）に引き上げることとした。（第五条の五の二及び第二七条の一一の二関係）

(四)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定経営力向上設備等の取得価額の最低限度等を定めることとした。（第二七条の一二の四関係）

(五)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、対象となる研究所用の施設に係る要件のうちその取得等に必要な資金の額の最低限度を四億五、〇〇〇万円以上（改正前四億円以上）に引き上げることとした。（第二八条の四関係）

(六)　共同利用施設の特別償却制度について、対象となる共同利用施設のうち建物の取得価額の最低限度を六五〇万円以上（改正前六〇〇万円以上）に引き上げることとした。（第二八条の六関係）

(七)　再資源化事業等高度化設備の特別償却制度について、対象となる再資源化事業等高度化設備の範囲等を定めることとした。（第二八条の八の二関係）